

和水町各種祭りにおける出店募集要項

この要項は、「夏祭り盆踊り大会」・「山太郎祭」・「戦国肥後国衆まつり」に適用する

- 1 販売品 制限なし（公序良俗に反する物や、青少年の健全育成を妨げるような物品の販売は禁止します。）
食品を販売する場合は、出店者説明会の際に営業許可証もしくは食品営業届の写しを各種実行委員会へ必ず提出してください。
また、営業許可申請等に伴う費用は、出店者負担とします。
- 2 出店料等 町内：無料 ※注1
町外：テント1張：5,000円(半テントは2,500円) ※注2
キッチンカー使用：3,000円
電源使用料：1,000円(2口コンセント使用) ※注3
平窯(鍋)、かまどは無料 ※注4
- 3 出店場所 出店場所は、各種祭りの実行委員会が指定した場所とし、出店者説明会で報告します。
- 4 申込方法 別紙「出店申込書」に必要事項を記入し、各種祭りの実行委員会が指定する期限日までに提出してください。
提出方法は、持参、郵送又はFAXにより、各実行委員会へ提出してください。
FAXで提出する場合は、必ず到着確認の電話(0968-86-5721)をお願いします。
なお、出店スペースには限りがありますので、出店者多数の場合は地域振興の観点から町内の者を優先し、その後町外の者について選考を行いますので予めご了承ください。
- 5 出店者説明会
代表者は必ず出席してください。代表者が出席できない場合は、必ず代理者が出席してください。※欠席の場合は、出店資格を失うものとします。
出店者説明会の開催通知は、出店希望者に改めてお知らせします。
- 6 その他
 - (1) 各自、営業で出たゴミの持ち帰り、付近のゴミ拾いにご協力をお願いします。
 - (2) 備品は、テント1張につき高机4台、丸椅子4脚を上限として貸し出します。
半テント希望の場合、貸し出す備品数は半分となります。
なお、上限を超える備品や低機の貸し出しは行いませんので各団体で準備をお願いします。
また、各団体からのテントの持ち込みは禁止します。
 - (3) 食品などの衛生管理については食品衛生法の厳守をお願いします。
 - (4) 他団体や来場者との間にトラブルが発生したときは、直ちに出店を中止させる場合があります。
 - (5) 各種祭り終了後、速やかに片付け、撤退まで行ってください。

時間の延長は認めません。

注1：「町内」とは、申し込み時における代表者の住所地または団体の所在地が町内であること。

申し込み後、提出された申請書をもとに実行委員会事務局で審査を行います。

名義貸しでの申請は禁止し、審査後名義貸しが判明した場合は申請を取り消します。

注2：テントのサイズは3.6m×5.4m/張です。

出店料は上記「6その他(2)」に記載された備品を含む金額とします。

注3：テント1張、半テント問わず電源を使用する場合は料金を徴収します。

発電機の持ち込みは可能としますが、機械音・排気ガスの配慮をお願いします。

天災その他不可抗力により発生した事故（盗難・紛失、火災、損傷等）については、実行委員会は一切の責任を負いません。

注4：戦国肥後国衆まつりのみ適用します。

7 問合せ先 各種祭り実行委員会事務局（和水町役場 まちづくり課）

住所：〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地

電話：0968-86-5721 FAX：0968-86-4215